

7つの提言

被害者が創る条例研究会

- 1 国、都道府県、市町村の役割分担の明確化
- 2 各種支援制度のあり方
 - 2-1 見舞金制度のあり方
 - 2-2 立替金制度のあり方
 - 2-3 日常生活支援制度のあり方
- 3 自治体による支援のあり方
- 4 支援のコーディネート
- 5 コーディネーターの人材育成

犯罪被害者等基本法の最も大事な点は、「被害者の権利と利益」を謳ったことです。しかし、できてから15年が過ぎた今、被害者の権利と利益を実現する支援がなされているのか。

被害者の声で話していただいた遺族は、昨年被害に遭われましたが、必要な支援を十分受けられたとは言えないようです。

パネルディスカッションで話された遺族の経験からも、多くの被害者が直面する課題が示され、「残された課題」は少なくありません。

これらをふまえ、具体的な支援のあり方について7点、提言します。

1 国、都道府県、市町村の役割分担の明確化

- ・国がやるべきこと、都道府県が考えなければいけないこと、市町村ができること、があります。どの機関が制度を作るのか、どんな内容の制度にするのか、皆で議論し、整理し、共通認識をもつことが第一歩です。

2 各種支援制度のあり方

2-1 見舞金制度のあり方

- ・制度の名称は、見舞金よりも支援金の方が望ましいです。
- ・国の犯罪被害給付制度とは、根本的に性格が異なり、生活を立て直すためのお金の給付、ととらえるべきです。
- ・都道府県と市町村の、両方に制度が作られ、両方から支給される、併給調整のない制度が、望ましいです。

2-2 立替金制度のあり方

- ・民事裁判の判決が出ても、賠償金が加害者から支払われない場合が多いので、一部でも被害者が受け取れるようにする、立替金制度の導入は、急務です。
- ・立替金制度は、本来、国が作るべきです。しかし、国を待つのではなく、自治体が先行して制度を作ることで、救われる被害者がいます。

2-3 日常生活支援制度のあり方

- ・使いやすい工夫や制度設計が、求められています。
- ・必要とする被害者は多いにも関わらず、利用実績が少ない原因と対策を、検討すべきです。
- ・制度利用前の情報提供やコーディネートが、重要です。

3 自治体による支援のあり方

- ・支援センターに任せれば良い、ではなく、自治体としてやるべき支援がある、という出発点から取り組んでください。
- ・支援を適切に受けるためにも、被害者にとって、一番身近な市町村の窓口が、機能しなければなりません。
- ・単に経済的支援だけでなく、つなげれば支援がとぎれなくなります。他の支援にどうつなげていくのかが大切です。
- ・都道府県や他機関も、市町村と一緒に、どうしたら支援をつなげていけるのかを、話し合っていくことが必要です。

4 支援のコーディネート

- ・どの地域でも、どの被害者も、支援を受けられるようにするためには、コーディネーターが必要です。
- ・支援制度に支援者がどうつないでいくのか、が一人一人の被害者の生活に直結します。
- ・コーディネート機能をもつべき機関は、自治体、特に都道府県が、望ましいです。

5 コーディネーターの人材育成

- ・生活全般のニーズを確認し、必要とする支援につなげられるようにすることが、コーディネーターには求められます。
- ・そのため、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のような、対人援助専門職の活用を期待します。
- ・人材育成、人材確保は、一市町村には難しく、コーディネーターの養成は、国の役割、と考えられます。

この提言は、「見えてきた課題」への具体的な支援のあり方を多く含んでいます。この15年間で支援制度は増えましたが、迅速、公平、無償、使いやすい、という支援の4大原則の実現が、課題となってきました。そして、支援が林立した現状では、コーディネーターの不在という課題も表面化してきています。

このシンポジウムを機に、それらの課題が改善され、被害者の権利と利益を守る支援の輪が広がることを期待します。